

鈴鹿市事業継続サポート給付金【家賃等支援分】 よくある質問

令和3年10月19日版

No	分野	質問	回答
1	申請	事業継続サポート給付金【飲食業及び宿泊業対象分】の交付を既に受けています。【家賃等支援分】の申請ができますか。	【家賃等支援分】は，【飲食業及び宿泊業対象分】又は【対象業種拡大分】の上乗せ支援ですので，申請できます。
2	申請	事業継続サポート給付金【飲食業及び宿泊業対象分】又は【対象業種拡大分】の申請と，同時に申請できますか。	同時申請ができます。ただし，【家賃等支援分】は，【飲食業及び宿泊業対象分】又は【対象業種拡大分】の上乗せ支援ですので，元になる給付金の交付決定後に給付手続きを行います。
3	申請	既に交付を受けている【飲食業及び宿泊業対象分】の申請で，「事業所用に使用していることがわかる写真」を提出していますが，再度提出が必要ですか。	提出を省略することができます。
4	申請	【飲食業及び宿泊業対象分】と同時申請の場合は，「事業所用に使用していることがわかる写真」が重複しますが，提出が必要ですか。	提出を省略することができます。
5	申請	令和2年度に鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金の交付を受けている場合，今回は契約書等の提出を省略できますか。	当時と契約条件等に変更のない場合は，契約書等の写し，写真等の提出を省略することができます。その場合は，「令和3年9月分の家賃等を支払ったことがわかる書類の写し」のみを提出してください。
6	申請	給付金申請者と賃貸借契約書の名義人・所在地が異なる場合は，どのような書類が必要ですか。	その関係性がわかる書類（例：法人登記簿や住民票，戸籍の附票等で関係性がわかる場合は，その写し）を提出してください。
7	申請	現在の家賃額が，家主からコロナ禍により減額を受けていて，契約書の額と異なる場合は，どのような書類が必要ですか。	現在の家賃額が契約書の額と異なることを示す理由書を，家主に作成してもらい，提出してください。
8	対象経費	対象は家賃（テナント料）だけですか。	共益費や管理費，消費税も含めて対象となります。
9	その他	国・県の他の給付金と重複して申請できますか。	鈴鹿市事業継続サポート給付金では，他の協力金や給付金等との重複申請に制限はありません。一方，他の協力金や給付金などの制度上，重複申請が可能かどうかはそれぞれの制度をご確認ください。